

「蓄電池に係る安定供給確保を図るための取組方針」の一部改正に関する新旧対照表(下線箇所は改正部分)

○「蓄電池に係る安定供給確保を図るための取組方針」(令和5年1月19日)

改 正 案	現 行
<p>第1章 第1節</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 外部依存性</p> <p>①供給先の動向及び供給途絶の影響に関する認識</p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ <u>蓄電池製造装置</u></p> <p><u>蓄電池市場の拡大に伴って、蓄電池の生産に必要な装置(以下「蓄電池製造装置」という。)の市場も拡大を続けているところ。一方で、日本の蓄電池製造装置メーカーは高い技術力を有する企業も多いが、中小企業を中心であるため、生産規模の拡大のスピードには限界がある。このため、蓄電池製造装置の生産拡大がない場合、国内の蓄電池製造基盤の拡大のボトルネックとなる可能性がある。この場合には、蓄電池製造装置を他国から調達することになるが、蓄電池製造装置を製造している国は限られているため、特定国への依存が強まり、供給途絶のおそれを抱えることになる。</u></p> <p>② (略)</p> <p>③我が国及び諸外国・地域の政府及び民間の動向</p> <p>ア 政府の動向</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 日本 <p>2022年8月に策定した蓄電池産業戦略において、蓄電池産業の競争力強化に向け、2030年までに国内で150 GWh/年、世界で600 GWh/年の製造能力の確立を目標に掲げている。目標達成に向けて、国内製造基盤強化のための大規模投資や上流資源の確保、次世代電池の開</p>	<p>第1章 第1節</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 外部依存性</p> <p>①供給先の動向及び供給途絶の影響に関する認識</p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③我が国及び諸外国・地域の政府及び民間の動向</p> <p>ア 政府の動向</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 日本 <p>2022年8月に策定した蓄電池産業戦略において、蓄電池産業の競争力強化に向け、2030年までに国内で150 GWh/年、世界で600 GWh/年の製造能力の確立を目標に掲げている。目標達成に向けて、国内製造基盤強化のための大規模投資や上流資源の確保、次世代電池の開</p>

改正案	現行
<p>発、人材育成等を総合的に推進することとしている。</p> <p>なお、これまでに、設備投資支援として、約 1,000 億円（令和 3 年度補正予算）及び約 3,300 億円（令和 4 年度補正予算）を措置し、実施している。また、研究開発支援として、グリーンイノベーション基金等を通じた全固体電池等の次世代蓄電池・材料・リサイクル技術開発や、コバルトや黒鉛など、特定の国や地域に対する供給依存度が高い鉱物に頼らず、リチウムイオン電池よりも更なる性能向上が期待される革新型電池（ハロゲン化物電池、亜鉛負極電池等）の研究開発を推し進め、新しい電池技術分野における技術的優位性の維持・確保を図っている。<u>さらに、サプライチェーンの強靱化に向けて、豪州（2022 年 10 月）や米国（2023 年 3 月）、カナダ（同年 9 月）と協定を締結。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 中国・韓国・米国（略） ● 欧州 <p>域内におけるバリューチェーンの創出のため、EU 各国において電池・電池材料の工場立地や研究開発に対して、61 億ユーロ規模の補助が実施されている。また、<u>2023 年 8 月には、蓄電池のライフサイクルを通じた温室効果ガス（以下「GHG」という。）排出量の積算値（カーボンフットプリント。以下「CFP」という。）に対する規制や責任ある材料調達、リサイクル材活用規制等を盛り込んだバッテリー規則が施行された。</u></p> <p>イ 民間の動向</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 市場・投資・シェア動向（略） ● 研究開発動向 <p>リチウムイオン電池の実用化には、ノーベル化学賞を受賞した吉野彰氏や、蓄電池部素材を開発した様々な日本の素材産業が貢献してきた。</p>	<p>発、人材育成等を総合的に推進することとしている。</p> <p>なお、これまでに、設備投資支援として、約 1,000 億円を措置し、実施している。また、研究開発支援として、グリーンイノベーション基金等を通じた全固体電池等の次世代蓄電池・材料・リサイクル技術開発や、コバルトや黒鉛など、特定の国や地域に対する供給依存度が高い鉱物に頼らず、リチウムイオン電池よりも更なる性能向上が期待される革新型電池（ハロゲン化物電池、亜鉛負極電池等）の研究開発を推し進め、新しい電池技術分野における技術的優位性の維持・確保を図っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 中国・韓国・米国（略） ● 欧州 <p>域内におけるバリューチェーンの創出のため、EU 各国において電池・電池材料の工場立地や研究開発に対して、61 億ユーロ規模の補助が実施されている。また、<u>2020 年 12 月には、蓄電池のライフサイクルを通じた温室効果ガス（以下「GHG」という。）排出量の積算値（カーボンフットプリント。以下「CFP」という。）に対する規制や責任ある材料調達、リサイクル材活用規制等を盛り込んだ新バッテリー規則案が発表された。</u></p> <p>イ 民間の動向</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 市場・投資・シェア動向（略） ● 研究開発動向 <p>リチウムイオン電池の実用化には、ノーベル化学賞を受賞した吉野彰氏や、蓄電池部素材を開発した様々な日本の素材産業が貢献してきた。</p>

改 正 案	現 行
<p>川上の蓄電池部素材・製造プロセスの基礎技術と川下の製品開発力がかみ合い、実用化を後押しした。その後、2010年代半ばまで、研究開発及び初期市場において日本が長く世界をリードしてきた。</p> <p>現在に至るまで、液系リチウムイオン電池が主に使われてきているが、更なる性能と安全性の向上に向けて、2010年代に入ってから、次世代蓄電池として全固体電池（正極・負極間でのリチウムイオンの移動を媒介する電解質を液体から固体にしたもの）の研究開発が盛んに行われている。日本は全固体電池の研究開発で世界をリードしている状況であるが、国際競争が激化しており、例えば中国の全固体電池の特許出願件数が近年急増している。</p> <p>また、革新型電池（ハロゲン化物電池、亜鉛負極電池等）については、2010年代半ばから、基礎研究をはじめ実用化を目指した研究開発が進んでいる。<u>さらに、ナトリウムイオン電池など資源制約の小さい電池の開発も進展している。</u></p> <p>なお、現在の主流である液系リチウムイオン電池についても、製品の性能向上・品質向上・コスト低減のための研究開発に加え、高容量化や、特定の国や地域に対する供給依存度が高い鉱物の使用量を低減した材料の開発、製造時のGHG排出量を削減する生産技術の開発等が進んでいる。これらの開発は、足下の蓄電池産業の収益に直結するものであり、世界のトップメーカーが巨額の投資を行い、研究開発に取り組んでいる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>蓄電池製造装置の競争力強化</u> 日本の蓄電池製造装置メーカーは、高い技術力を有する企業が多い一 	<p>川上の蓄電池部素材・製造プロセスの基礎技術と川下の製品開発力がかみ合い、実用化を後押しした。その後、2010年代半ばまで、研究開発及び初期市場において日本が長く世界をリードしてきた。</p> <p>現在に至るまで、液系リチウムイオン電池が主に使われてきているが、更なる性能と安全性の向上に向けて、2010年代に入ってから、次世代蓄電池として全固体電池（正極・負極間でのリチウムイオンの移動を媒介する電解質を液体から固体にしたもの）の研究開発が盛んに行われている。日本は全固体電池の研究開発で世界をリードしている状況であるが、国際競争が激化しており、例えば中国の全固体電池の特許出願件数が近年急増している。</p> <p>また、革新型電池（ハロゲン化物電池、亜鉛負極電池等）については、2010年代半ばから、基礎研究をはじめ実用化を目指した研究開発が進んでいる。</p> <p>なお、現在の主流である液系リチウムイオン電池についても、製品の性能向上・品質向上・コスト低減のための研究開発に加え、高容量化や、特定の国や地域に対する供給依存度が高い鉱物の使用量を低減した材料の開発、製造時のGHG排出量を削減する生産技術の開発等が進んでいる。これらの開発は、足下の蓄電池産業の収益に直結するものであり、世界のトップメーカーが巨額の投資を行い、研究開発に取り組んでいる。</p>

改正案	現 行
<p><u>方で、蓄電池製造装置が細分化されており、蓄電池メーカーが装置1つ1つを個別に発注しているため、そのすり合わせや管理にコスト・時間を要している。また、細分化の結果、蓄電池製造装置メーカーも全体感が分からず、各社の取組が全体最適につながっていない可能性がある。</u></p> <p><u>こうした問題意識から、日本の蓄電池製造装置の競争力強化に向けて、蓄電池製造装置メーカー各社がばらばらに受注・工程管理するのではなく、複数の企業が協力してより大きな単位で受注するとともに、蓄電池製造装置の仕様や使用するシステムの標準・規格を定めることで、装置の設計・すり合わせにかかる時間・コストを減らすといった取組が検討されている。</u></p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>以上(3)及び(4)を踏まえ、蓄電池について、設備投資等への支援をさらに強化し、蓄電池・蓄電池部素材・蓄電池製造装置の製造基盤を整備することで、その安定供給を図っていく必要がある。</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 蓄電池のサプライチェーンが抱える課題及び動向</p> <p>① GHG排出に関する規制措置</p> <p>欧州では、CFPに対する規制や責任ある材料調達、リサイクル材活用規制等を盛り込んだ<u>バッテリー規則が施行される</u>など、蓄電池を巡る規制が強化されている。当該新規則案の中でも、CFP規制については、2027年以降に、GHG排出量に最大閾値が設定されるなど厳しい規制が課せられる予定となっている。国内産業はGHG排出が少ない製造工程の確立等により対応を迫られている。</p> <p>② (略)</p> <p>以上(5)及び(6)から、サプライチェーン強靱化に当たっては、蓄電</p>	<p>(3)・(4) (略)</p> <p>以上(3)及び(4)を踏まえ、蓄電池について、設備投資等への支援をさらに強化し、蓄電池・蓄電池部素材の製造基盤を整備することで、その安定供給を図っていく必要がある。</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 蓄電池のサプライチェーンが抱える課題及び動向</p> <p>① GHG排出に関する規制措置</p> <p>欧州では、CFPに対する規制や責任ある材料調達、リサイクル材活用規制等を盛り込んだ<u>新バッテリー規則案が発表される</u>など、蓄電池を巡る規制が強化されている。当該新規則案の中でも、CFP規制については、2027年以降に、GHG排出量に最大閾値が設定されるなど厳しい規制が課せられる予定となっている。国内産業はGHG排出が少ない製造工程の確立等により対応を迫られている。</p> <p>② (略)</p> <p>以上(5)及び(6)から、サプライチェーン強靱化に当たっては、蓄電</p>

改 正 案	現 行
<p><u>池、蓄電池部素材及び蓄電池製造装置</u>の製造基盤を強化することにより、蓄電池の安定供給が確保され、我が国の戦略的自律性の確保に繋がると考えられる。また、優位性を持つ一部の蓄電池部素材については、更なる技術力・コスト競争力の向上により、我が国の戦略的不可欠性への貢献が期待できる。さらに、DX・GXへの対応による国際競争力の確保も必要である。</p> <p>第2節 (略)</p> <p>第2章 蓄電池の安定供給確保のための取組に関し主務大臣が実施する施策に関する事項</p> <p>第1節 (略)</p> <p>第2節 実施する個別施策</p> <p>(1) 施策の対象となる品目 <u>蓄電池、蓄電池部素材及び蓄電池製造装置</u></p> <p>(2) 施策の対象となる品目 <u>蓄電池、蓄電池部素材及び蓄電池製造装置</u>の国内製造基盤の確立に向けて、大規模な製造基盤の整備を行おうとする取組、現に国内で生産が限定的な蓄電池部素材の製造基盤の整備を行おうとする取組、固有の技術を用いて生産するもので製造基盤の整備を行おうとする取組又は競争力を高めるための取組と併せて蓄電池製造装置の製造基盤の整備を行おうとする取組に対して、生産維持・拡大のための設備投資支援を行う。また、日本の強みである蓄電池の性能・安全性等を維持しつつ、課題であるコスト競争力を向上させるため、DX・GXによる先端的な製造技術や製造基盤を確立・強化する技術開発支援を行う。</p> <p>(3) 施策の具体的な内容及び効果並びに目標 遅くとも2030年までに、蓄電池・蓄電池部素材の国内製造基盤150G</p>	<p><u>池及び蓄電池部素材</u>の製造基盤を強化することにより、蓄電池の安定供給が確保され、我が国の戦略的自律性の確保に繋がると考えられる。また、優位性を持つ一部の蓄電池部素材については、更なる技術力・コスト競争力の向上により、我が国の戦略的不可欠性への貢献が期待できる。さらに、DX・GXへの対応による国際競争力の確保も必要である。</p> <p>第2節 (略)</p> <p>第2章 蓄電池の安定供給確保のための取組に関し主務大臣が実施する施策に関する事項</p> <p>第1節 (略)</p> <p>第2節 実施する個別施策</p> <p>(1) 施策の対象となる品目 <u>蓄電池及び蓄電池部素材</u></p> <p>(2) 施策の対象となる取組 <u>蓄電池及び蓄電池部素材</u>の国内製造基盤の確立に向けて、大規模な製造基盤の整備を行おうとする取組、現に国内で生産が限定的な蓄電池部素材の製造基盤の整備を行おうとする取組又は固有の技術を用いて生産するもので製造基盤の整備を行おうとする取組に対して、生産維持・拡大のための設備投資支援を行う。また、日本の強みである蓄電池の性能・安全性等を維持しつつ、課題であるコスト競争力を向上させるため、DX・GXによる先端的な製造技術や製造基盤を確立・強化する技術開発支援を行う。</p> <p>(3) 施策の具体的な内容及び効果並びに目標 遅くとも2030年までに、蓄電池・蓄電池部素材の国内製造基盤150G</p>

改 正 案	現 行
<p>Wh/年の確立を目指す<u>とともに、そのために必要な蓄電池製造装置の国内基盤の確立を目指す。</u></p> <p>第3節 (1) 関連する戦略・取組及び施策を取り巻く環境</p> <p>2022年8月に策定した蓄電池産業戦略に基づき、総合的な施策の推進を行っているところ、必要に応じ、法による施策との適切な連携を図るものとする。</p> <p>また、法に基づき、別途、重要鉱物の安定供給確保を図るための施策を講ずる。重要鉱物の中には、蓄電池製造に必要な鉱物も含まれているため、当該施策と連携して、我が国の蓄電池の安定供給及び産業競争力の向上に向けた取組を進めていく。なお、詳細については、重要鉱物に係る安定供給確保を図るための取組方針（以下、「重要鉱物に係る取組方針」という。）を参照のこと。</p> <p><u>技術管理の徹底に向けた産業界の意識啓発を図るアウトリーチを含め、経済安全保障に関する関係事業者との対話をより積極的に実施していくことに加えて、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号。以下「外為法」という。）の規定に基づく輸出・役務取引管理及び対内直接投資等管理の厳格な運用及びその対象の不断の見直しも含めて総合的な対応を実施していく。</u></p> <p>① （略） ②戦略的な国際展開の推進 ア 施策の対象となる品目</p>	<p>Wh/年の確立を目指す。</p> <p>第3節 (1) 関連する戦略・取組及び施策を取り巻く環境</p> <p>2022年8月に策定した蓄電池産業戦略に基づき、総合的な施策の推進を行っているところ、必要に応じ、法による施策との適切な連携を図るものとする。</p> <p>また、法に基づき、別途、重要鉱物の安定供給確保を図るための施策を講ずる。重要鉱物の中には、蓄電池製造に必要な鉱物も含まれているため、当該施策と連携して、我が国の蓄電池の安定供給及び産業競争力の向上に向けた取組を進めていく。なお、詳細については、重要鉱物に係る安定供給確保を図るための取組方針（以下、「重要鉱物に係る取組方針」という。）を参照のこと。</p> <p>① （略） ②戦略的な国際展開の推進 ア 施策の対象となる品目</p>

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;"><u>蓄電池、蓄電池部素材及び蓄電池製造装置</u></p> <p>イ・ウ (略)</p> <p>③～⑤ (略)</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>(4) 法第三十条に規定する関税定率法に基づく職権調査の求めの実施等</p> <p>経済産業大臣は、蓄電池の安定供給確保のために、民間事業者等による取組を後押しする観点から法第 30 条に規定する調査の求め（関税定率法（明治 43 年法律第 54 号）に基づく職権調査の求め）を行うに当たり、次に掲げる事項に留意するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 安定供給確保基本指針の趣旨を踏まえ、他国からのダンピングや不適切な市場介入等により国内産業への被害の可能性があると思料する場合において、<u>蓄電池、蓄電池部素材及び蓄電池製造装置</u>の安定供給確保に支障が生じる事態を未然に防止するため必要があると認めるときは、法第 30 条の規定も活用しつつ、国際ルールに則り適切に貿易救済措置を図ること。 2. その際、経済産業大臣は、法第 4 条第 2 項や第 46 条の規定等に基づき、関係行政機関の協力を得て対応を図ること。 3. 法第 48 条第 2 項が定める証拠収集手続を行うに当たっては、事業者の過度な負担とならないよう、情報収集に係る対象者を必要な範囲に限定するとともに、調査対象者が秘密として取り扱うことを求める情報がある場合には当該情報を非公表として取り扱うなど、民間事業者等に過度な負担をかけないよう十分配慮すること。 4. 当該求めに関する手続は、WTO協定が定める貿易救済措置に係る諸規定と密接な関係を有するところ、法第 90 条が定める国際約束の誠実な履行に係る規定に十分配慮すること。 	<p style="text-align: center;"><u>蓄電池及び蓄電池部素材</u></p> <p>イ・ウ (略)</p> <p>③～⑤ (略)</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>(4) 法第三十条に規定する関税定率法に基づく職権調査の求めの実施等</p> <p>経済産業大臣は、蓄電池の安定供給確保のために、民間事業者等による取組を後押しする観点から法第 30 条に規定する調査の求め（関税定率法（明治 43 年法律第 54 号）に基づく職権調査の求め）を行うに当たり、次に掲げる事項に留意するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 安定供給確保基本指針の趣旨を踏まえ、他国からのダンピングや不適切な市場介入等により国内産業への被害の可能性があると思料する場合において、蓄電池及び蓄電池部素材の安定供給確保に支障が生じる事態を未然に防止するため必要があると認めるときは、法第 30 条の規定も活用しつつ、国際ルールに則り適切に貿易救済措置を図ること。 ● その際、経済産業大臣は、法第 4 条第 2 項や第 46 条の規定等に基づき、関係行政機関の協力を得て対応を図ること。 ● 法第 48 条第 2 項が定める証拠収集手続を行うに当たっては、事業者の過度な負担とならないよう、情報収集に係る対象者を必要な範囲に限定するとともに、調査対象者が秘密として取り扱うことを求める情報がある場合には当該情報を非公表として取り扱うなど、民間事業者等に過度な負担をかけないよう十分配慮すること。 ● 当該求めに関する手続は、WTO協定が定める貿易救済措置に係る諸規定と密接な関係を有するところ、法第 90 条が定める国際約束の誠実な履行に係る規定に十分配慮すること。

第3章 蓄電池の安定供給確保のための取組の内容に関する事項及び当該取組ごとに取組を行うべき期間又は取組を行うべき期限

第1章に規定する基本的な方向を踏まえ、当該方向を実現するものとして、蓄電池又はその生産に必要な蓄電池部素材若しくは蓄電池製造装置を我が国で生産維持・拡大するために製造基盤の整備（生産施設や生産設備の導入、技術開発をいう。以下同じ。）に取り組もうとする供給確保計画を支援する必要がある。このため、蓄電池の安定供給確保に係る取組に関する事項として、供給確保計画の認定要件を定めるものとする。

第1節 （略）

供給確保計画の認定の対象とする取組は、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律施行令（令和4年政令第394号。以下「施行令」という。）第1条第7号に規定する蓄電池、蓄電池部素材又は蓄電池製造装置について、大規模な製造基盤の整備を行おうとする取組、現に国内で生産が限定的な蓄電池部素材の製造基盤の整備を行おうとする取組、固有の技術を用いて生産するもので製造基盤の整備を行おうとする取組又は競争力を高めるための取組と併せて蓄電池製造装置の製造基盤の整備を行おうとする取組に該当するものとする。具体的には以下の通り。

（1）対象となる品目

以下のいずれか又は全ての品目の製造基盤の整備を行おうとする取組を対象とする。

① 蓄電池

先端的なりチウムイオン電池であって、車載用蓄電池（駆動用蓄電池として用いられるものに限る。以下同じ。）又は定置用蓄電池（定置用蓄電システムを含む。）として生産されるもの。

第3章 蓄電池の安定供給確保のための取組の内容に関する事項及び当該取組ごとに取組を行うべき期間又は取組を行うべき期限

第1章に規定する基本的な方向を踏まえ、当該方向を実現するものとして、蓄電池又はその生産に必要な蓄電池部素材を我が国で生産維持・拡大するために製造基盤の整備（生産施設や生産設備の導入、技術開発をいう。以下同じ。）に取り組もうとする供給確保計画を支援する必要がある。このため、蓄電池の安定供給確保に係る取組に関する事項として、供給確保計画の認定要件を定めるものとする。

第1節 （略）

供給確保計画の認定の対象とする取組は、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律施行令（令和4年政令第394号。以下「施行令」という。）第1条第7号に規定する蓄電池又は蓄電池部素材について、大規模な製造基盤の整備を行おうとする取組、現に国内で生産が限定的な蓄電池部素材の製造基盤の整備を行おうとする取組又は固有の技術を用いて生産するもので製造基盤の整備を行おうとする取組に該当するものとする。具体的には以下の通り。

（1）対象となる品目

以下のいずれか又は両方の品目の製造基盤の整備を行おうとする取組を対象とする。

① 蓄電池

先端的なりチウムイオン電池であって、車載用蓄電池（駆動用蓄電池として用いられるものに限る。以下同じ。）又は定置用蓄電池（定置用蓄電システムを含む。）として生産されるもの。

改正案	現 行
<p>② 蓄電池部素材 先端的なリチウムイオン電池の部素材であって、「①蓄電池」に定めた蓄電池の製造に必要な部素材として生産されるもの。なお、廃棄される車載用蓄電池・定置用蓄電池又はその処理物、工程端材等から製造した材料（リサイクル材をいう。この章において同じ。）も含む。</p> <p>③ 蓄電池製造装置 <u>先端的なリチウムイオン電池を製造するために必要な装置として生産されるもの（主として電池の製造のために供給するものに限る）。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>第2節 (1) ①・② (略)</p> <p>③ 蓄電池製造装置 <u>上記の「①蓄電池」を製造するために必要な装置として生産されるもの（主として電池の製造のために供給するものに限る）。</u></p> <p>(2) 規模等 ①・② (略)</p> <p>③ 蓄電池製造装置 <u>蓄電池製造装置については、供給確保計画に基づき生産を開始する日から取組の期間が終了する日までの期間にわたり、申請者が複数の企業と協力して競争力を高める取組を行うものを対象とする。</u> <u>具体的には、複数の企業と協力して、規格・標準への準拠や共同受注（複数工程の蓄電池製造装置の受注を蓄電池製造装置ごとに分担する場</u></p>	<p>② 蓄電池部素材 先端的なリチウムイオン電池の部素材であって、「①蓄電池」に定めた蓄電池の製造に必要な部素材として生産されるもの。なお、廃棄される車載用蓄電池・定置用蓄電池又はその処理物、工程端材等から製造した材料（リサイクル材をいう。この章において同じ。）も含む。</p> <p>(2) (略)</p> <p>第2節 (1) ①・② (略)</p> <p>(2) 規模 ①・② (略)</p>

改正案	現 行
<p><u>合のほか、同一工程の蓄電池製造装置のみの受注を分担する場合を含む）その他取組による事業の効率化を通じて、蓄電池製造装置製造産業の競争力強化に貢献することが見込まれる取組を対象とする。</u></p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(5) 脱炭素及び成長市場への対応</p> <p>国際的に製品のサプライチェーンにおけるGHG排出量に対する規制が議論されている状況において、CFP表示にいち早く対応することは、製品の国際競争力を高め、ひいては国内での安定供給に繋がるものである。このため、供給確保計画の認定を受けようとする者の生産物について、製品単位でのCFP算定を行い、経済産業省に報告を行うものであること。なお、CFP算定にあたっては、経済産業省が公表するCFPの算定方法を参照すること。</p> <p><u>あわせて、GXの実現のためには企業の枠組を超えた取組が必要となるため、供給確保計画の認定を受けようとする者は、取引先に働きかけること等を通じてサプライチェーン全体でのGX実現に向けた取組を促進するとともに、供給確保計画の申請時にGXリーグに加入しているなど、以下①及び②の温室効果ガス排出削減のための取組を実施している、又は、供給確保計画の認定後、速やかに実施すること。ただし、温暖化対策法における算定報告制度に基づく2020年度CO2排出量が20万t未満の企業及び中小企業基本法に規定する中小企業に該当する企業については、その他の温室効果ガスの排出削減のための取組の提出をもって、これに替えることができる。</u></p> <p><u>①国内におけるScope1（事業者自ら排出）・Scope2（他社から供給された電気・熱・蒸気の使用）に関する排出削減目標を2025年度（単年度及び2023～25年度の3年間）・2030年度について設定し、排出実績及び目標達成に向けた進捗状況を、第三者検証を実施のうえ、毎年報告・公表すること。</u></p> <p><u>②上記目標を達成できない場合にはJクレジット又はJCMクレジット</u></p>	<p>(3)・(4) (略)</p> <p>(5) 脱炭素及び成長市場への対応</p> <p>国際的に製品のサプライチェーンにおけるGHG排出量に対する規制が議論されている状況において、CFP表示にいち早く対応することは、製品の国際競争力を高め、ひいては国内での安定供給に繋がるものである。このため、供給確保計画の認定を受けようとする者の生産物について、製品単位でのCFP算定を行い、経済産業省に報告を行うものであること。なお、CFP算定にあたっては、経済産業省が公表するCFPの算定方法を参照すること。</p>

改正案	現行
<p><u>を調達する、又は未達理由を報告・公表すること。</u></p> <p>また、蓄電池産業は装置産業であり、国際的な競争力の向上に向けた戦略的な経営が事業継続には不可欠である。これがひいては国内での安定供給に繋がるものである。このため、取組を実施する事業者において、コスト競争力向上や海外市場獲得に向けた方針やロードマップを策定し、<u>取締役会その他これに準ずる機関による決議・決定を行い、供給確保計画の申請に当たっては、その根拠資料を提出する。</u></p> <p>第3節 供給安定性</p> <p>供給確保計画の認定の対象とする取組は、蓄電池の安定供給確保の信頼性を確保するため、次の（１）から（５）までのいずれにも該当するものとする。</p> <p>（１）（略）</p> <p>（２）<u>外為法や、蓄電池、蓄電池部素材及び蓄電池製造装置の安定供給に係る国内関係法令を遵守すること。</u></p> <p>（３）～（５）（略）</p> <p>第4節 当該取組ごとに取組を行うべき期間又は取組を行うべき期限</p> <p>供給確保計画の認定の対象とする取組について、取組を行うべき期間又は取組を行うべき期限は、認定供給確保計画に基づく<u>蓄電池、蓄電池部素材又は蓄電池製造装置</u>の生産が開始された時点から、5年以上とする。</p>	<p>また、蓄電池産業は装置産業であり、国際的な競争力の向上に向けた戦略的な経営が事業継続には不可欠である。これがひいては国内での安定供給に繋がるものである。このため、取組を実施する事業者において、コスト競争力向上や海外市場獲得に向けた方針やロードマップを策定し、<u>これを実施することを意思表示するものであること。</u></p> <p>第3節 供給安定性</p> <p>供給確保計画の認定の対象とする取組は、蓄電池の安定供給確保の信頼性を確保するため、次の（１）から（５）までのいずれにも該当するものとする。</p> <p>（１）（略）</p> <p>（２）<u>外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）や、蓄電池又はその生産に必要な蓄電池部素材の安定供給に係る国内関係法令を遵守すること。</u></p> <p>（３）～（５）（略）</p> <p>第4節 当該取組ごとに取組を行うべき期間又は取組を行うべき期限</p> <p>供給確保計画の認定の対象とする取組について、取組を行うべき期間又は取組を行うべき期限は、認定供給確保計画に基づく<u>蓄電池又は蓄電池部素材</u>の生産が開始された時点から、5年以上とする。</p>

改 正 案	現 行
<p>なお、製造基盤の整備にあたって、生産施設や生産設備の導入を伴わず技術開発のみに取り組む場合は、技術開発を開始してから3年以内に当該技術開発の成果をもとに、「第2節 安定供給確保の目標」(2)①に定める規模以上の生産を行うための生産施設・生産設備の導入を行う旨を意思表示した取組を対象とする。</p> <p>第5節 実施体制</p> <p>供給確保計画の認定を受けようとする者は、蓄電池の安定供給確保の確実性を担保するため、次の(1)から(3)までのいずれにも該当する体制を構築するものとする。</p> <p>(1) 供給確保計画の認定の対象とする取組を的確に実施するのに十分な人員等を有していること。</p> <p>(2) 供給確保計画の認定の対象とする取組の実施に必要な資金の調達が妥当なものであること。</p> <p>(3) 供給確保計画の対象とする取組に関するものを含め、生産・調達や保有技術等の情報を適切に管理するための体制が構築されていること。 <u>特に、国際的な動向を踏まえ、供給確保計画に基づき生産する蓄電池・蓄電池部素材・蓄電池製造装置の製造技術に関する優位性を棄損し得るリスクに対して、取組の内外を問わず、その低減に向けて必要な措置を講ずるための体制が構築されていること(次節(3)を参照のこと)。</u></p> <p>第6節 取組を円滑かつ確実に実施するための措置等</p> <p>(1) 需給ひっ迫時の対応</p>	<p>なお、製造基盤の整備にあたって、生産施設や生産設備の導入を伴わず技術開発のみに取り組む場合は、技術開発を開始してから3年以内に当該技術開発の成果をもとに、「第2節 安定供給確保の目標」(2)①に定める規模以上の生産を行うための生産施設・生産設備の導入を行う旨を意思表示した取組を対象とする。</p> <p>第5節 実施体制</p> <p>供給確保計画の認定を受けようとする者は、蓄電池の安定供給確保の確実性を担保するため、次の(1)から(3)までのいずれにも該当する体制を構築するものとする。</p> <p>(1) 供給確保計画の認定の対象とする取組を的確に実施するのに十分な人員等を有していること。</p> <p>(2) 供給確保計画の認定の対象とする取組の実施に必要な資金の調達が妥当なものであること。</p> <p>(3) 供給確保計画の対象とする取組に関するものを含め、生産・調達や保有技術等の情報を適切に管理するための体制が構築されていること。</p> <p>第6節 取組を円滑かつ確実に実施するための措置</p> <p>(1) 需給ひっ迫時の対応</p>

改正案	現行
<p>生産施設や生産設備の導入を行う場合、蓄電池・蓄電池部素材・蓄電池製造装置の需給がひっ迫した場合における増産等、国内における蓄電池の安定的な生産及び供給に資する取組を実施するものであること。</p> <p>(2) 供給能力の維持又は強化のための継続投資又は研究開発等</p> <p>取組の実施により確保する供給能力を維持又は強化するため、継続的な設備投資又は研究開発に加えて、賃上げ等の人材確保の取組が見込まれるものであること。</p> <p>(3) 技術流出防止措置</p> <p>供給確保計画の認定の対象とする取組における生産に有用かつ中核的な技術及び供給確保計画の認定の対象とする取組における当該取組の成果である技術（いずれも公然と知られていないものに限る。以下「コア技術」と総称する。）について、申請に当たってコア技術を特定し、計画に記載した上で、その流出を防止するために、以下に掲げる措置を実施するものであること。</p> <p><u>(ア) コア技術等へのアクセス管理</u></p> <p>・コア技術及び公然と知られておらず、かつ、コア技術の実現に直接寄与する技術（以下「コア技術等」と総称する。）にアクセス可能な従業員を必要最小限の範囲に制限し、及び適切な管理を行うために必要な体制や規程（社内ガイドライン等を含む。）を整備すること。</p> <p><u>(イ) コア技術等にアクセス可能な従業員の管理</u></p> <p>・(ア)に規定する従業員に対し相応の待遇（賃金、役職等の向上）を確保する等の手段により、当該従業員の退職等を通じたコア技術等の流出を防止する措置を講じるとともに、当該従業員が退職する際にはコア技術等に関する守秘義務の誓約を得ること。また、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働契約法（平成19年法律第128号）その他関係する</p>	<p>生産施設や生産設備の導入を行う場合、蓄電池・蓄電池部素材の需給がひっ迫した場合における増産等、国内における蓄電池の安定的な生産及び供給に資する取組を実施するものであること。</p> <p>(2) 供給能力の維持又は強化のための継続投資又は研究開発</p> <p>取組の実施により確保する供給能力を維持又は強化するため、継続的な設備投資又は研究開発が見込まれるものであること。</p>

改正案

現行

法律の諸規定に十分配慮しつつ、退職後の競業避止義務の誓約についても当該従業員の同意を得るための取組を行うこと。

(ウ) 取引先における管理

・申請者ではなく、取引先がコア技術等の全部又は一部を有する場合、当該コア技術等の全部又は一部を当該取引先が有すること及びその詳細に関して、当該取引先と秘密保持契約を締結すること。また、当該取引先に対しても、(ア)及び(イ)に相当する内容の措置を講じることがを求め、その履行状況を定期的にレビューする等、取引先からのコア技術等の流出を防止するために必要な措置を講じること。なお、その際には、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）、下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号）又は下請中小企業振興法（昭和45年法律第145号）の諸規定に十分配慮すること。

(エ) 技術移転等

・コア技術等の技術移転により取組対象物資の外部依存・供給途絶に陥る蓋然性が高まることのないようにすること。

・特に、申請者若しくはそのグループ会社が、他者若しくは他国に対し、以下に掲げるいずれかの行為を行うに当たって、以下①又は②に該当する場合は、当該行為を実施する前に、十分な時間的余裕をもって経済産業省に事前に相談をすること。

①コア技術等の強制的な技術移転のおそれがあること又は次に掲げる他者の属性によりコア技術等の流出のおそれがあることを申請者が知った場合

イ 過去五年間において、国際連合の決議その他国際的な基準に違反した実績がある者

改正案	現行
<p>ロ 外国政府等による影響を受けて事業を行う者</p> <p><u>②①に掲げるおそれがあるとして経済産業省から事前相談をすべき旨の連絡を受けた場合</u></p> <p><u><他者又は他国に対する行為></u></p> <p><u>(i) 他者（申請者の子会社を含む。以下同じ。）に対し、コア技術等に係る知的財産権を移転する、供給確保計画の認定の対象とする取組に係る事業を譲渡する等、コア技術等そのものを移転する</u></p> <p><u>(ii) 他者に対し、コア技術等提供する</u></p> <p><u>(iii) 他者と、コア技術等に関する共同研究開発を行う</u></p> <p><u>(iv) 他国において、コア技術等に係る研究開発を行う</u></p> <p><u>(v) 他国において、供給確保計画の認定の対象とする品目のうちコア技術等を用いたものを生産する拠点を建設し、又は既存の生産拠点における設備投資を行い、結果として当該生産拠点における当該品目の製造能力が10%を超える割合で増強する（ただし、当該生産拠点で生産する当該品目の85%以上が当該他国で消費される場合を除く。）</u></p> <p>第7節・第8節（略）</p> <p>第4章（略）</p> <p>第5章 蓄電池に係る法第四十四条第一項の規定による指定に関する事項</p> <p>第1節 指定の要件</p> <p>次のいずれにも該当するときは、法第2章第3節から第7節までの措置では蓄電池の安定供給確保を図ることが困難である場合として、法第44条第1項に基づく指定を行うことができるものとする。</p>	<p>第7節・第8節（略）</p> <p>第4章（略）</p> <p>第5章 蓄電池に係る法第四十四条第一項の規定による指定に関する事項</p> <p>第1節 指定の要件</p> <p>次のいずれにも該当するときは、法第2章第3節から第7節までの措置では蓄電池の安定供給確保を図ることが困難である場合として、法第44条第1項に基づく指定を行うことができるものとする。</p>

改正案	現行
<ul style="list-style-type: none"> ● 当面の間、民間事業者等による安定供給確保に向けた取組の実施が想定されず、蓄電池の安定供給確保が困難と認められること。 ● <u>蓄電池、蓄電池部素材及び蓄電池製造装置</u>のうち、その安定供給確保が困難と認められるものについて、法第44条第6項に規定する措置（国が自ら実施する備蓄その他の措置をいう。以下同じ。）の実施を通じて、安定供給確保のための取組を図ることが特に必要と認められること。 ● <u>蓄電池、蓄電池部素材及び蓄電池製造装置</u>について、民間事業者等が法第44条第6項に規定する措置を行おうとすることがその経済性に照らし困難と判断されること。 <p>第2節 （略）</p> <p>第3節 その他留意事項</p> <p>（1） （略）</p> <p>（2） 輸送手段の確保に関する事項</p> <p style="text-align: center;"><u>蓄電池、蓄電池部素材及び蓄電池製造装置</u>について、法第44条第6項に規定する備蓄その他の安定供給確保のために必要な措置を講じる際には、輸送手段の確保その他の必要な措置について一層配慮するものとする。</p> <p>第6章 蓄電池の安定供給確保に当たって配慮すべき事項</p> <p>第1節～第3節 （略）</p> <p>第4節 <u>自律的なサプライチェーン維持に資する取引環境</u></p> <p style="text-align: center;"><u>将来にわたって特定重要物資の安定供給を確保するためには、そのサプライチェーンのうち現時点で措置が特に必要とは認められない部分についても、引き続き関係する民間事業者等の自律的な経済活動によって維持されていく必</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 当面の間、民間事業者等による安定供給確保に向けた取組の実施が想定されず、蓄電池の安定供給確保が困難と認められること。 ● <u>蓄電池及び蓄電池部素材</u>のうち、その安定供給確保が困難と認められるものについて、法第44条第6項に規定する措置（国が自ら実施する備蓄その他の措置をいう。以下同じ。）の実施を通じて、安定供給確保のための取組を図ることが特に必要と認められること。 ● <u>蓄電池及び蓄電池部素材</u>について、民間事業者等が法第44条第6項に規定する措置を行おうとすることがその経済性に照らし困難と判断されること。 <p>第2節 （略）</p> <p>第3節 その他留意事項</p> <p>（1） （略）</p> <p>（2） 輸送手段の確保に関する事項</p> <p style="text-align: center;"><u>蓄電池及び蓄電池部素材</u>について、法第44条第6項に規定する備蓄その他の安定供給確保のために必要な措置を講じる際には、輸送手段の確保その他の必要な措置について一層配慮するものとする。</p> <p>第6章 蓄電池の安定供給確保に当たって配慮すべき事項</p> <p>第1節～第3節 （略）</p>

改 正 案	現 行
<p><u>要がある。</u></p> <p><u>これを踏まえ、経済産業大臣は、取組の実施に当たり、認定供給確保事業者がサプライヤー等の関係企業の実態を十分に把握し、当該特定重要物資の長期の安定供給確保を図るために必要となる取引環境の確保に向けた取組を実施することを勧奨するものとする。具体的には、長期の安定供給確保に資するサプライヤーによる設備投資等が可能となるような取引価格の実現など、自律的なサプライチェーンの維持のための取組を勧奨する。</u></p> <p>第<u>5</u>節 (1) (略) (2) 関係行政機関との連携</p> <p>本制度の施行状況については、法その他の関係法令、基本方針、基本指針、取組方針等に従い、国民、事業者その他の関係者に公表するとともに、本制度に係る手続等について周知・広報を行い、本制度に関する理解と協力が得られるよう努めるものとする。</p> <p>第<u>6</u>節 関係行政機関との連携</p> <p>関係行政機関は、<u>蓄電池、蓄電池部素材及び蓄電池製造装置の安定供給確保を図るため、安全保障の確保に関する経済施策の実施に関し、相互に協力しなければならない旨を定める法第4条第2項の趣旨を踏まえ、法その他の関係法令、基本方針、基本指針、取組方針等に基づき相互に協力するものとする。</u></p>	<p>第<u>4</u>節 (1) (略) (2) 施行状況の適切な公表等の実施</p> <p>本制度の施行状況については、法その他の関係法令、基本方針、基本指針、取組方針等に従い、国民、事業者その他の関係者に公表するとともに、本制度に係る手続等について周知・広報を行い、本制度に関する理解と協力が得られるよう努めるものとする。</p> <p>第<u>5</u>節 関係行政機関との連携</p> <p>関係行政機関は、<u>蓄電池及び蓄電池部素材の安定供給確保を図るため、安全保障の確保に関する経済施策の実施に関し、相互に協力しなければならない旨を定める法第4条第2項の趣旨を踏まえ、法その他の関係法令、基本方針、基本指針、取組方針等に基づき相互に協力するものとする。</u></p>

改正案	現行
<p data-bbox="107 156 810 183">第7章 その他蓄電池の安定供給確保に関し必要な事項</p> <p data-bbox="107 252 1106 379">本制度の運用に当たっては、施策の実効性を伴う総合的な推進を図るため、世界の安全保障環境が激変している状況を勘案し、周辺環境の変化等に応じて適宜検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</p> <p data-bbox="107 443 1106 667">また、経済産業大臣は、蓄電池の施行令による指定及び取組方針の策定後、毎年度、認定供給確保計画の定期報告、取組の実施の支障時等の報告を通じ、<u>蓄電池、蓄電池部素材及び蓄電池製造装置の安定供給確保の状況について確認を行い、必要に応じて、認定供給確保計画の的確な実施のための措置を講じるものとする。</u></p> <p data-bbox="107 730 519 762"><u>附 則（令和6年〇月〇日改定）</u></p> <p data-bbox="107 782 810 813"><u>1 この取組方針は、令和6年〇月〇日から適用する。</u></p> <p data-bbox="107 829 1106 957"><u>2 適用日前にされた供給確保計画の認定（変更の認定を含む。以下同じ。）の申請であって、この取組方針の適用の際、認定をするかどうかの処分がされていないものに係る認定については、なお従前の例による。</u></p> <p data-bbox="107 973 1106 1101"><u>3 この取組方針の適用の際現に認定を受けている供給確保計画及び前項の規定に基づきなお従前の例により認定を受けた供給確保計画に関する計画の変更の認定、変更の指示及び認定の取消しについては、なお従前の例による。</u></p>	<p data-bbox="1131 156 1834 183">第7章 その他蓄電池の安定供給確保に関し必要な事項</p> <p data-bbox="1131 252 2107 379">本制度の運用に当たっては、施策の実効性を伴う総合的な推進を図るため、世界の安全保障環境が激変している状況を勘案し、周辺環境の変化等に応じて適宜検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</p> <p data-bbox="1131 443 2107 619">また、経済産業大臣は、蓄電池の施行令による指定及び取組方針の策定後、毎年度、認定供給確保計画の定期報告、取組の実施の支障時等の報告を通じ、<u>蓄電池及び蓄電池部素材の安定供給確保の状況について確認を行い、必要に応じて、認定供給確保計画の的確な実施のための措置を講じるものとする。</u></p>